



令和3年3月

事業者の皆様へ

枚方信用金庫

## 「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」のご案内

平素は枚方信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症の発生、及び感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令により影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

さて、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」（以下、「一時支援金」）が令和3年3月から受付開始となりますので、ご案内させていただきます。

この一時支援金は、令和3年1月に発令された「緊急事態宣言」に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の方々を対象に給付されます。また、一時支援金の申請には「一時支援金事務局」へのアカウント申請及びID取得後に、「登録確認機関」での事前確認手続が必要となります。

当金庫は「登録確認機関」となりますが、**事前確認につきましては原則として当金庫と事業性の与信取引がある中小法人様・個人事業主様が対象となりますので、予めご承知おきください。**

なお、お取引先様によって必要となる書類が異なる事がございますので、事前にお取引いただいている各営業店へお問い合わせください。

### 【登録確認機関とは】

一時支援金の不正受給や誤って受給してしまうことへの対応として、申請予定者が、①事業を実施しているのか、②一時支援金の給付対象等を正しく理解しているか等について、事務局が募集・登録した「登録確認機関」により、「帳簿等の事務局が定めた書類の有無」や「宣誓内容等に関する質疑応答」等の形式的な事前確認を行います。※登録確認機関は、宣誓内容が正しいかなど、申請者が給付対象であるかどうかまで判断・確認はしません。

### 【一時支援金事務局のホームページに掲載されている登録確認機関の概要】

事務局ホームページに掲載されている、商工会・商工会議所の会員の方は商工会・商工会議所に、農協・漁協の組合員の方は農協・漁協に、中小企業団体中央会の会員の方は中小企業団体中央会に、金融機関と事業性の与信取引がある方は当該金融機関に、顧問の士業がいる方は当該士業に確認を依頼してください。

事前確認を行う登録確認機関が見つからない場合には、事務局の相談窓口までご相談ください。

### 【一時支援金事務局の相談窓口】

一時支援金事務局フリーダイヤル：0120-211-240

※ I P 電話等からのお問合せ先：03-6629-0479